

建築基準法等関係法令の改正に伴う「【フラット35】【フラット35】S 技術基準のご案内」の一部改正について

住宅の品質確保の促進等に関する法律、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律などの改正に伴い、「【フラット35】【フラット35】S 技術基準のご案内」について次のとおり一部改正となります。

1 塗装による防錆措置（鉄骨造）

●該当ページ P.15 別表3、P.35 別表8

改正前	改正後
a. 鉛系さび止めペイント+鉛系さび止めペイント	(削除)
f. 鉛系さび止めペイント+合成樹脂調合ペイント	(削除)

※ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準の改正に伴うもの（令和元年11月16日施行）

→ http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000016.html

（『告示』 ■ 評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)）

2 防湿層の設置（断熱基準）

●該当ページ P.4 第1編5(2)、P.20 第2編第1章第1節4(1)

改正前	改正後
次のア～ウのいずれかに該当する断熱材（以下「繊維系断熱材等」という。）を使用する場合は、外気等に接する部分に防湿層 [*] を設けます。 ア グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材 イ 吹付け硬質ウレタンフォームのうち、JIS A 9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）A種3に該当するもの ウ フェノールフォームのうち、JIS A 9511（発泡プラスチック保温材）A種フェノールフォーム3種2号に該当するもの	次のアまたはイのいずれかに該当する断熱材（以下「繊維系断熱材等」という。）を使用する場合は、外気等に接する部分に防湿層 [*] を設けます。 ア グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材 イ 吹付け硬質ウレタンフォームのうち、JIS A 9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）A種3に該当するもの

※ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準の改正に伴うもの（令和元年11月16日施行）

→ http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000016.html

（『告示』 ■ 評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)）

3 地域の区分（断熱基準）

●該当ページ P.12～14 第1編 別表2

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（改正建築物省エネ法）」により、最新の外気温等のデータ等を踏まえた地域の区分の見直しが行われました（令和元年11月16日施行）。

この改正により、第1編別表2「地域の区分」は、改正後の「地域の区分」が適用されます。ただし、経過措置により、令和3年3月31日までは技術基準のご案内 P.12～14の「地域の区分」を適用することができます。

なお、改正後の「地域の区分」については、以下のURLからご確認ください。

→ https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

【告示】建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第783号）（令和元年11月15日公布）別表第10）

4 その他

（1）1時間準耐火構造の定義規定の変更

●該当ページ P.53 第4編第1章第5の1、P.55 第4編第2章第5の1

改正前	改正後
1時間準耐火構造（建築基準法施行令第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる技術基準に適合するものをいう。以下同じ。）	1時間準耐火構造（建築基準法施行令第112条第2項に掲げる技術基準に適合するものをいう。以下同じ。）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正（令和元年6月25日施行）に伴い、同施行令において1時間準耐火基準を規定している条項が第129条の2の3第1項第1号ロから第112条第2項へ移動しました（内容に変更はありません）。

→ http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000097.html

（概要等 5. 1年以内施行関係 整備政令 新旧）

（2）日本工業規格の名称変更

●該当ページ P.15 第1編別表3注記4.、別表4注記3.、P.35 第2編別表8注記4.、P.36 第2編別表9注記3.、P.54 第4編第1章第12の7、P.57 第4編第2章第10の7

工業標準化法の改正（令和元年7月1日施行）に伴い、「日本工業規格」は「日本産業規格」に変更となりましたので、該当箇所を読み替えてください。

→ <https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jisho/jis.html>